



福岡国税局からの重要なお知らせ

郵送による書類の送付先について

福岡国税局では、一部の税務署の申告書等の入力や申告内容についての照会文書の発送などの内部事務を、集約して効率的に処理する「**内部事務のセンター化**」を実施しています。

内部事務のセンター化の対象税務署管内の納税者の皆様方におかれましては、税務署に申告書・申請書・添付書類等を郵送でご提出する場合は、下記の業務センターへ送付いただくようご協力をお願いします。

なお、令和6年11月に、下記の税務署を対象とした福岡国税局業務センター春日分室を開設する予定です。

福岡国税局業務センター春日分室の所在地等は、令和6年11月以降、福岡国税局ホームページにてお知らせします。

※ 「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんので、ご注意ください。

**NEW!!
令和6年11月
開設予定！**

福岡国税局業務センター春日分室

福岡国税局業務センター春日分室の対象税務署は、以下のとおりです。

所在地等は、令和6年
11月以降、福岡国税局
ホームページでお知ら
せします。



大牟田署 直方署 甘木署 八女署 大川署 筑紫署 佐賀署 唐津署 鳥栖署

「内部事務のセンター化」の対象税務署と郵送先

福岡国税局 業務センター

〒810-8674
福岡市中央区天神4-8-28

博多署
福岡署
飯塚署

福岡国税局
業務センター小倉分室

〒803-8701
北九州市小倉北区大手町13-17

八幡署
小倉署
門司署

福岡国税局
業務センター長崎分室

〒850-8617
長崎市松が枝町6-26

長崎署 島原署 諫早署 福江署

※裏面に「ご留意いただきたい事項」を記載しております。

ご留意いただきたい事項

- 業務センターにおいて收受する申告書等の正本（提出用）及び控えには、業務センター名を表示した收受日付印を押なつします（※1）。
- 申告書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 納税証明書の交付、面接による相談（※2）などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。納税証明書を郵送で請求する場合は、封筒に「**納税証明請求書在中**」と記載の上、引き続き所轄税務署へ送付をお願いします。
- 電話による税務相談や申告書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりませんので、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。

※1 税務行政のデジタル化における手続見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこと**としました。

令和7年1月からは、**申告書等の正本（提出用）のみ提出（送付）**していただきますようお願いします。
また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※2 **面接による相談をご希望の方は、事前に所轄税務署に電話等で、相談日時等のご予約をお願いします。**



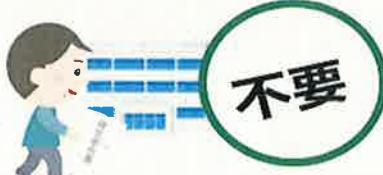
e-Taxによる提出が便利です！！

e-Taxとは、申告や届出、申請などの各種手続をインターネットを通じて行うことができるものです。

※e-Taxにより提出する場合、送信先は所轄税務署となりますのでご注意ください。

「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



印刷・郵送代



添付書類



確定申告期間の利用可能時間



※メンテナンス時間
をお除きます

還付金



③適閑程度で還付！

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

個人の申告は

ご自宅で

パソコン・スマートホンから！

詳しくは
こちら



法人税申告は

全ての書類を
e-Tax送信で！

詳しくは
こちら



国税の納付は

キャッシュレス納付
が便利です！

詳しくは
こちら

